

# 仕 様 書

1. 施設名 別表1のとおり
2. 所在地 別表1のとおり
3. 設置場所 別紙学校平面図のとおり
4. 面積 別表1のとおり
5. 貸付期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日
6. 開校日 中学校（学校） : 休校日を除く平日  
中学校（スポーツ開放） : 平日夜間、年末年始除く休日・祝日
7. 職員数及び児童生徒数 別表2のとおり

## 8. 自動販売機等の設置条件

### (1) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとする。

- ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- イ 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- ウ 強風による自動販売機の転倒防止や回収ボックスの飛散防止を十分行うこと。

### (2) 販売品目等について

ア 販売品目は、清涼飲料水、乳飲料等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。  
なお、販売品の具体的な構成については学校との協議によること。

イ 容器の種類は、缶またはペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、ビンは不可とする。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

### (3) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（日程調整、電気工事等を含む。）、移転費等の費用はすべて設置事業者の負担とする。また、電気料についても設置事業者の負担とする。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、豊橋市が指定する期限までに全額納入すること。

### (4) 利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 貸付料及び電気料を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ウ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、学校の指示に従うこと。

### (5) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ア 販売品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、販売品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお設置の際は、強風による飛散防止対策（回収ボックス、使用済み容器）を十分に行うこと。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 契約期間中に校舎等の改修工事等で、自動販売機の設置場所が工事範囲になった場合は、学校と協議の上、速やかに設置場所を移転すること。その際の移転費等の費用はすべて設置業者の負担とする。
- カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

#### (6) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を豊橋市に請求することができない。

### 9. 売上状況の報告

売上状況を販売品目ごとに下記のとおり報告すること。

#### (1) 報告内容

販売品目、対象期間、売上本数

#### (2) 報告期限

4～9月分（報告期限：10月31日）、10～3月分（報告期限：4月30日）

### 10. その他

- ・設置事業者は自動販売機設置前に各施設に設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。設置にあたっては各施設担当者と設置日を調整の上、すみやかに自動販売機を設置すること。
- ・休校日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日、  
春季休校日、夏季休校日、冬季休校日、その他校長が特に認める日
- ・休校日および平日の夜間は、体育館と運動場を地域住民に開放しているため、使用者がいることに留意すること。
- ・自動販売機は、原則「市有財産賃貸借契約書」第3条で定める期間においてすべての学校に設置するものとするが、合理的な事由が認められる場合に限り、発注者と協議の上、自動販売機設置の期間を変更することができる。ただし、土地賃借料については「市有財産賃貸借契約書」第5条のとおり支払うものとする。

### 11. 担当及び連絡先

豊橋市役所 教育部 教育政策課 伊藤 電話 0532-51-2807

(別表 1)

番号	施設名	所在地	面積(※)
1	中部中学校	豊橋市舟原町 154	2.0 m <sup>2</sup>
2	豊城中学校	豊橋市今橋町 2-1	2.0 m <sup>2</sup>
3	青陵中学校	豊橋市牛川町洗島 108-1	2.0 m <sup>2</sup>
4	吉田方中学校	豊橋市高洲町字長弦 73-1	2.0 m <sup>2</sup>
5	南部中学校	豊橋市北山町東浦 1-4	2.0 m <sup>2</sup>
6	高師台中学校	豊橋市西幸町浜池 328	2.0 m <sup>2</sup>
7	南陽中学校	豊橋市駒形町南欠下 1-1	2.0 m <sup>2</sup>
8	二川中学校	豊橋市二川町西向山 41-10	2.0 m <sup>2</sup>
9	高豊中学校	豊橋市伊古部町原 24-1	2.0 m <sup>2</sup>

※貸付面積には、自動販売機および回収ボックス設置面積を含む。

(別表 2)

番号	施設名	職員数 (人)	児童生徒数 (人)
		(令和 5 年 5 月 1 日現在)	(令和 5 年 9 月 1 日現在)
1	中部中学校	41	599
2	豊城中学校	29	328
3	青陵中学校	46	635
4	吉田方中学校	37	452
5	南部中学校	46	678
6	高師台中学校	42	577
7	南陽中学校	41	454
8	二川中学校	38	555
9	高豊中学校	35	417

【参考】令和 4 年度 スポーツ開放 利用状況

番号	学校名	体育館		運動場		合計	
		延回数 (回)	延人数 (人)	延回数 (回)	延人数 (人)	延回数 (回)	延人数 (人)
1	中部中学校	908	14,429	44	1,500	952	15,929
2	豊城中学校	576	10,778	170	7,024	746	20,495
3	青陵中学校	903	18,955	49	1,540	952	20,495
4	吉田方中学校	1,029	21,808	50	750	1,079	22,558
5	南部中学校	977	22,047	144	3,528	1,121	25,575
6	高師台中学校	1,115	25,872	147	3,708	1,262	29,580
7	南陽中学校	703	13,110	197	4,082	900	17,192
8	二川中学校	975	24,469	5	125	980	24,594
9	高豊中学校	863	16,206	90	1,305	953	17,511

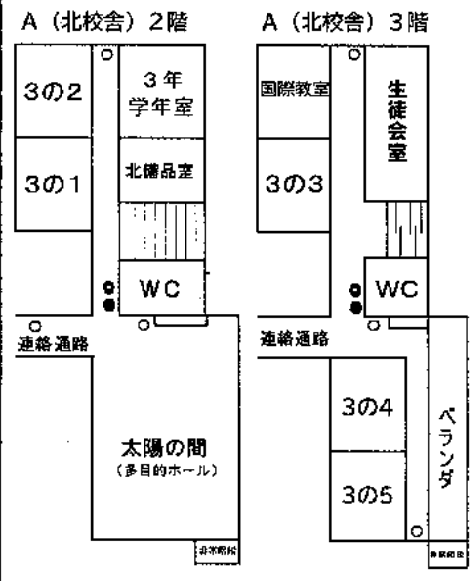
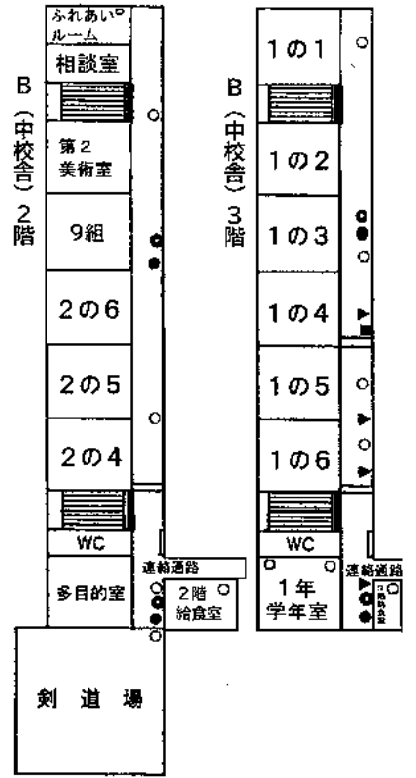
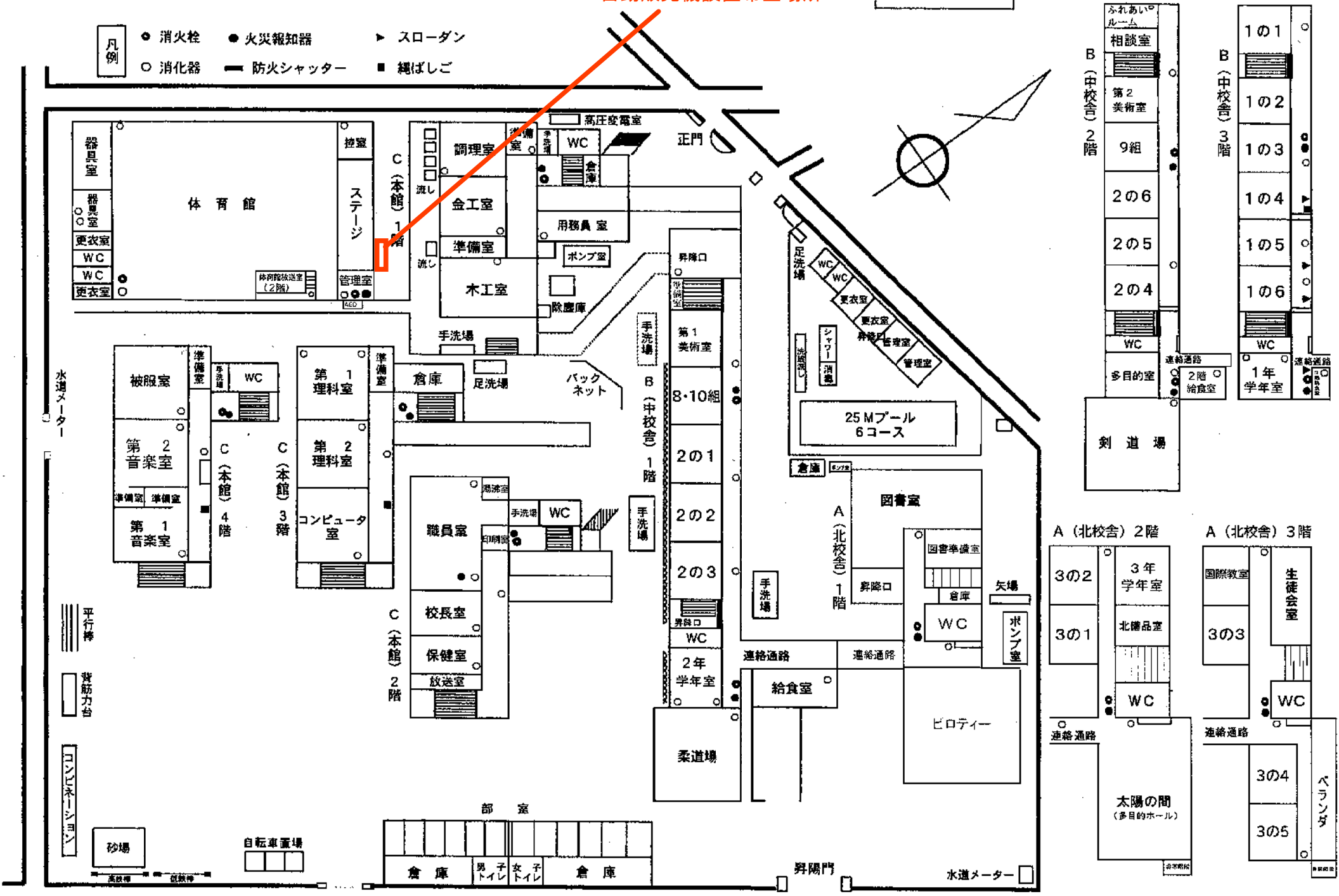
# 令和5年度 豊橋市立中部中学校平面図

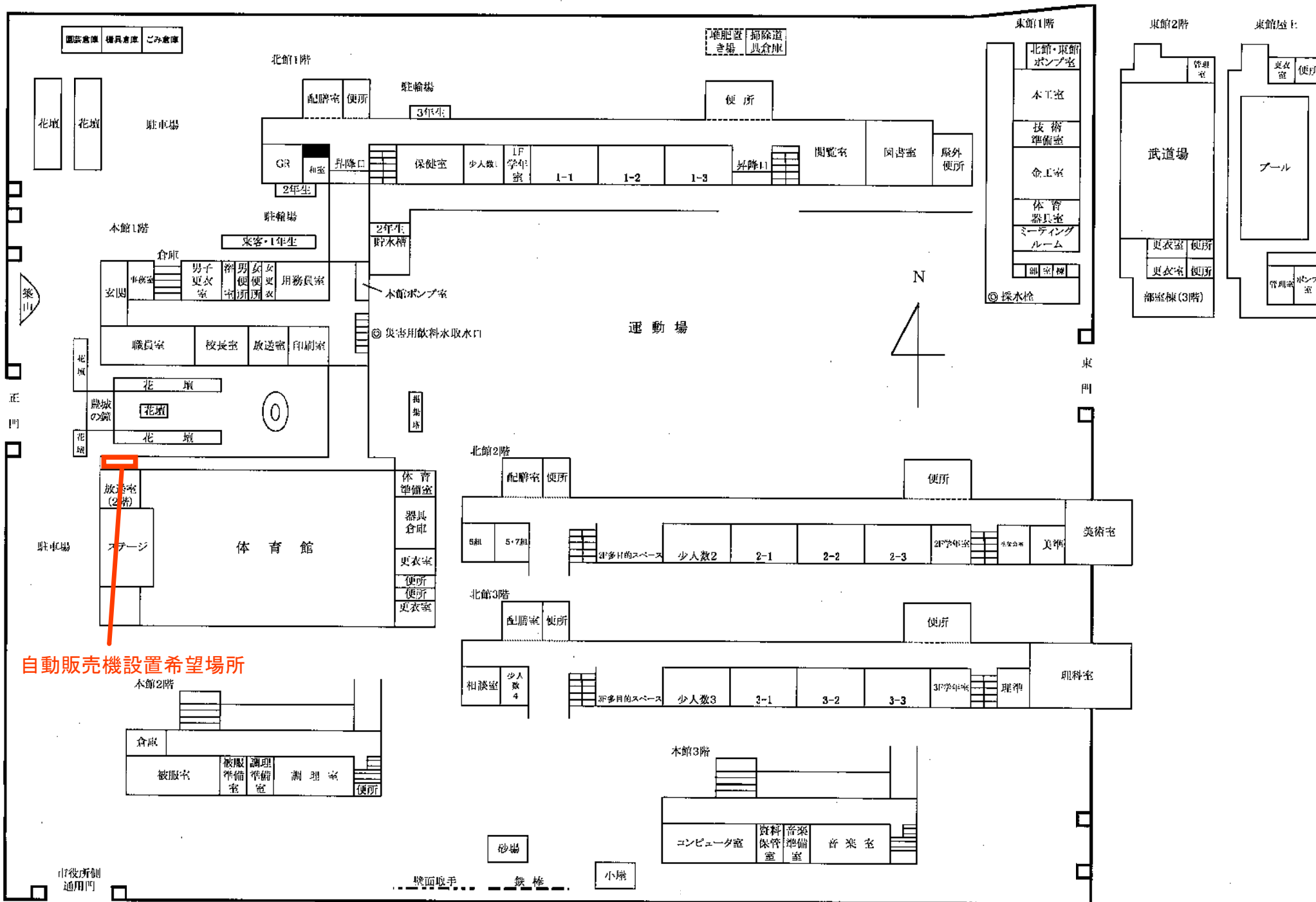
自動販売機設置希望場所



64

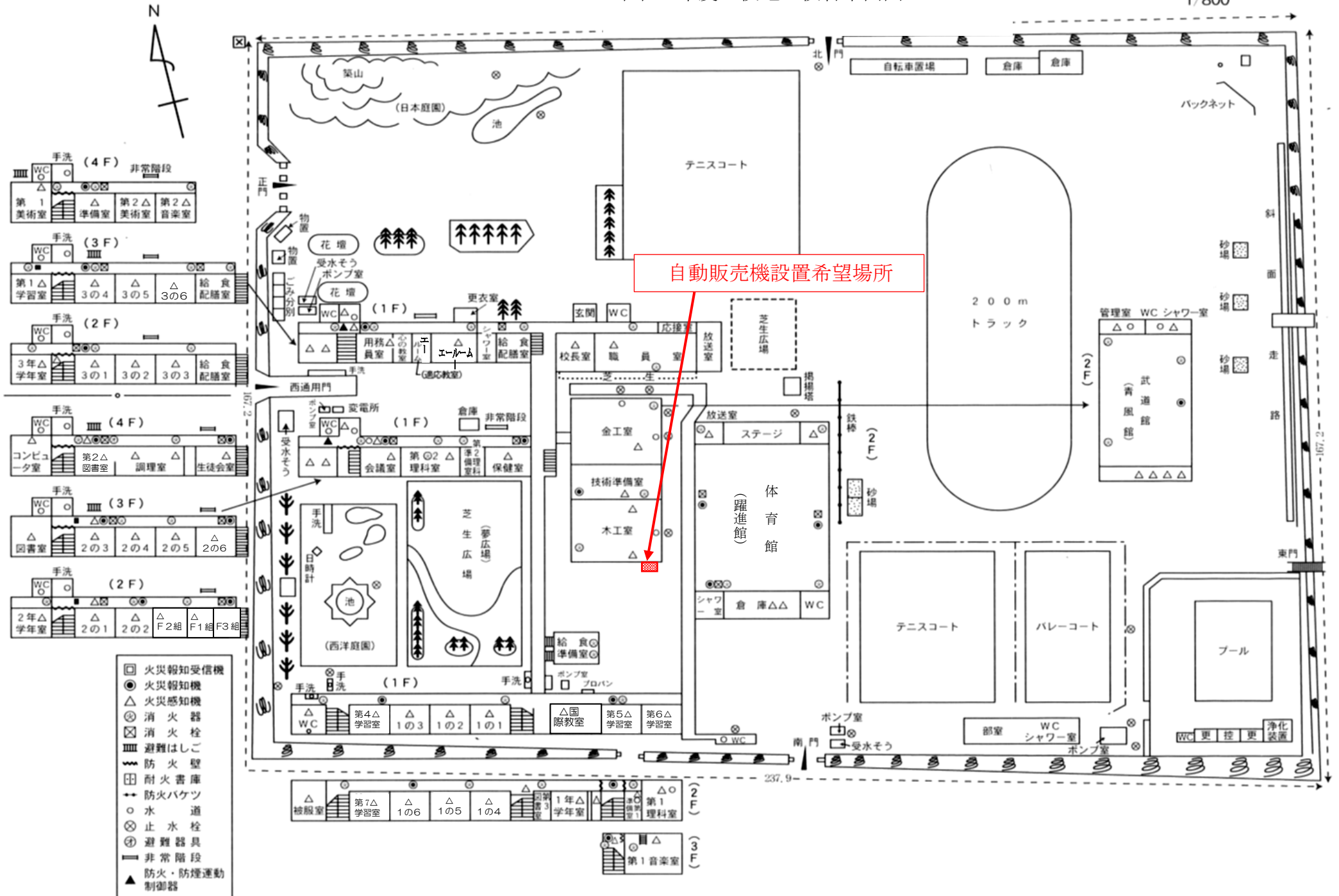
- 凡例
- 消火栓
  - 火災報知器
  - ▶ スローダン
  - 消火器
  - 防火シャッター
  - 縄ばしご





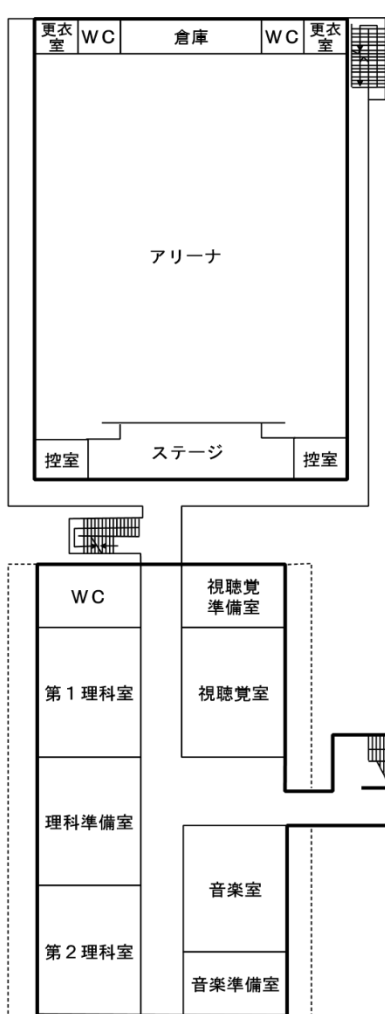
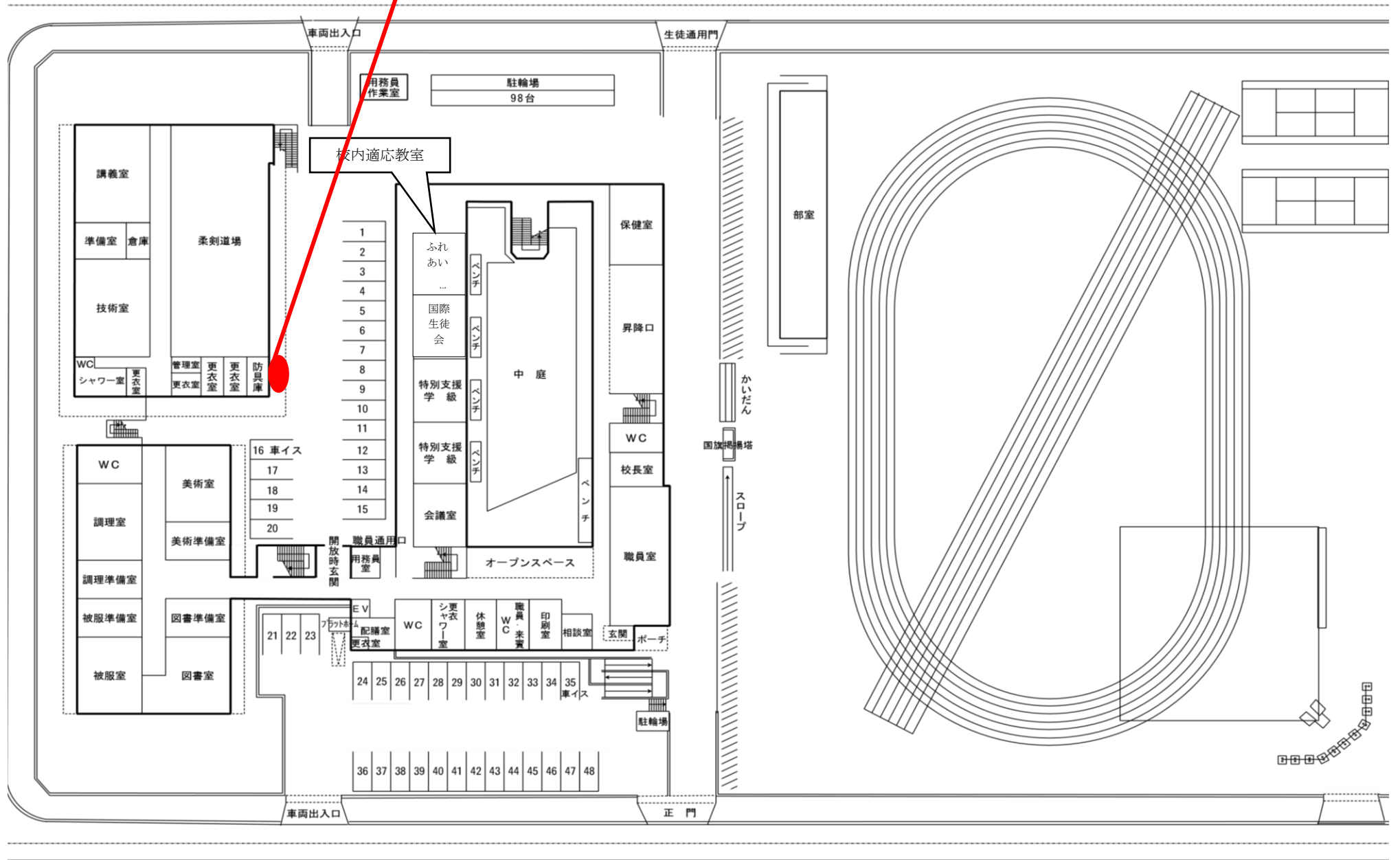
豊橋市立青陵中学校 令和5年度 校地・校舎平面図

1/800

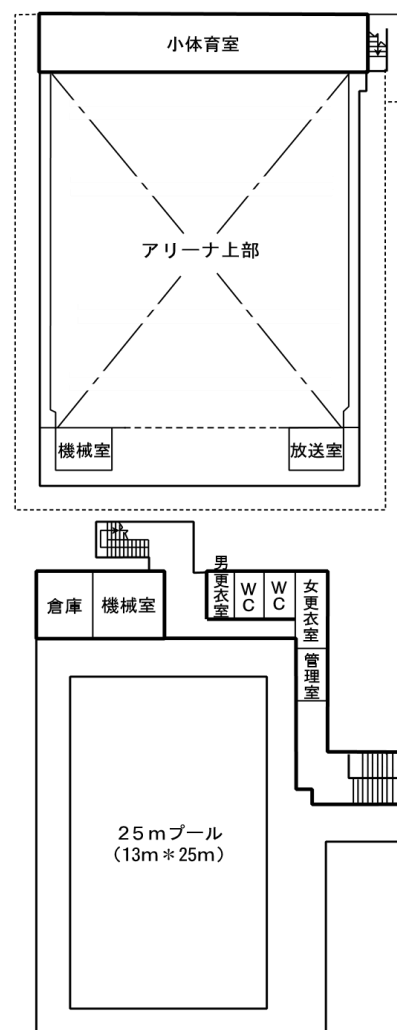
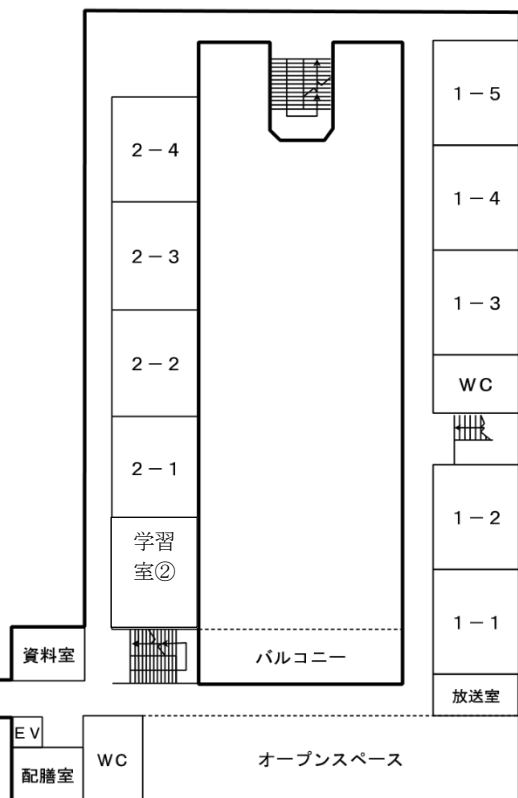


# 令和5年度 豊橋市立吉田方中学校 平面図

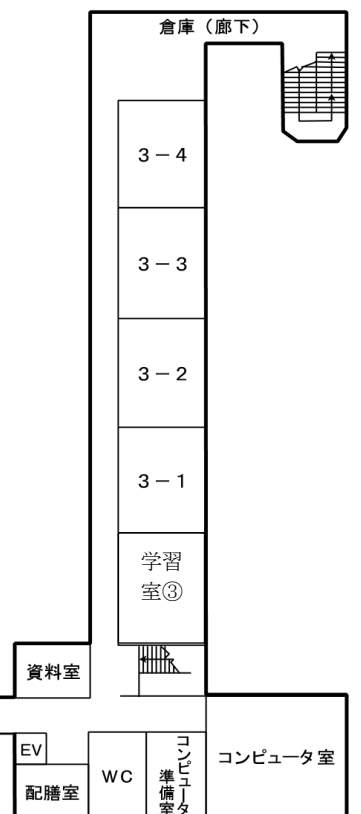
自動販売機設置希望場所



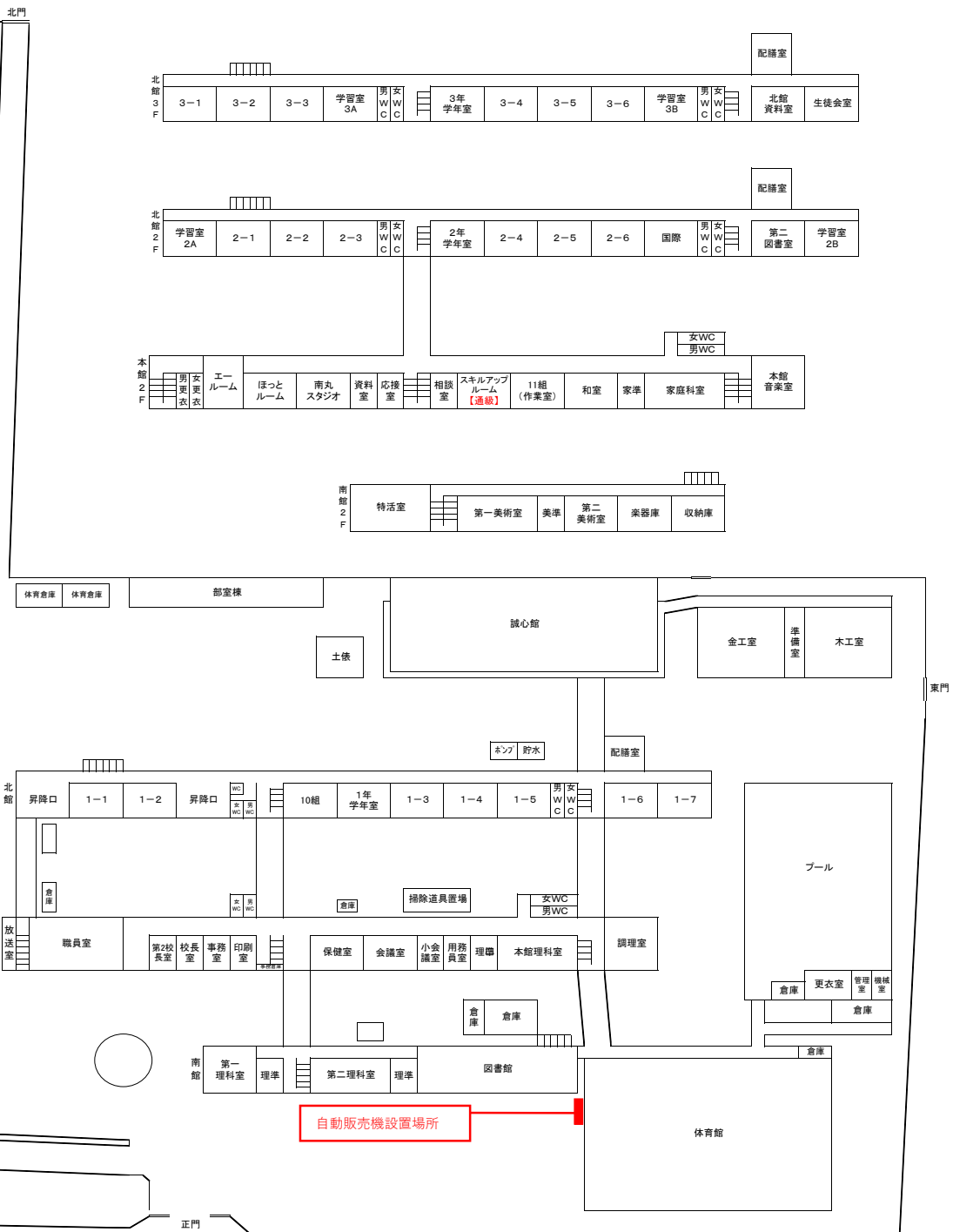
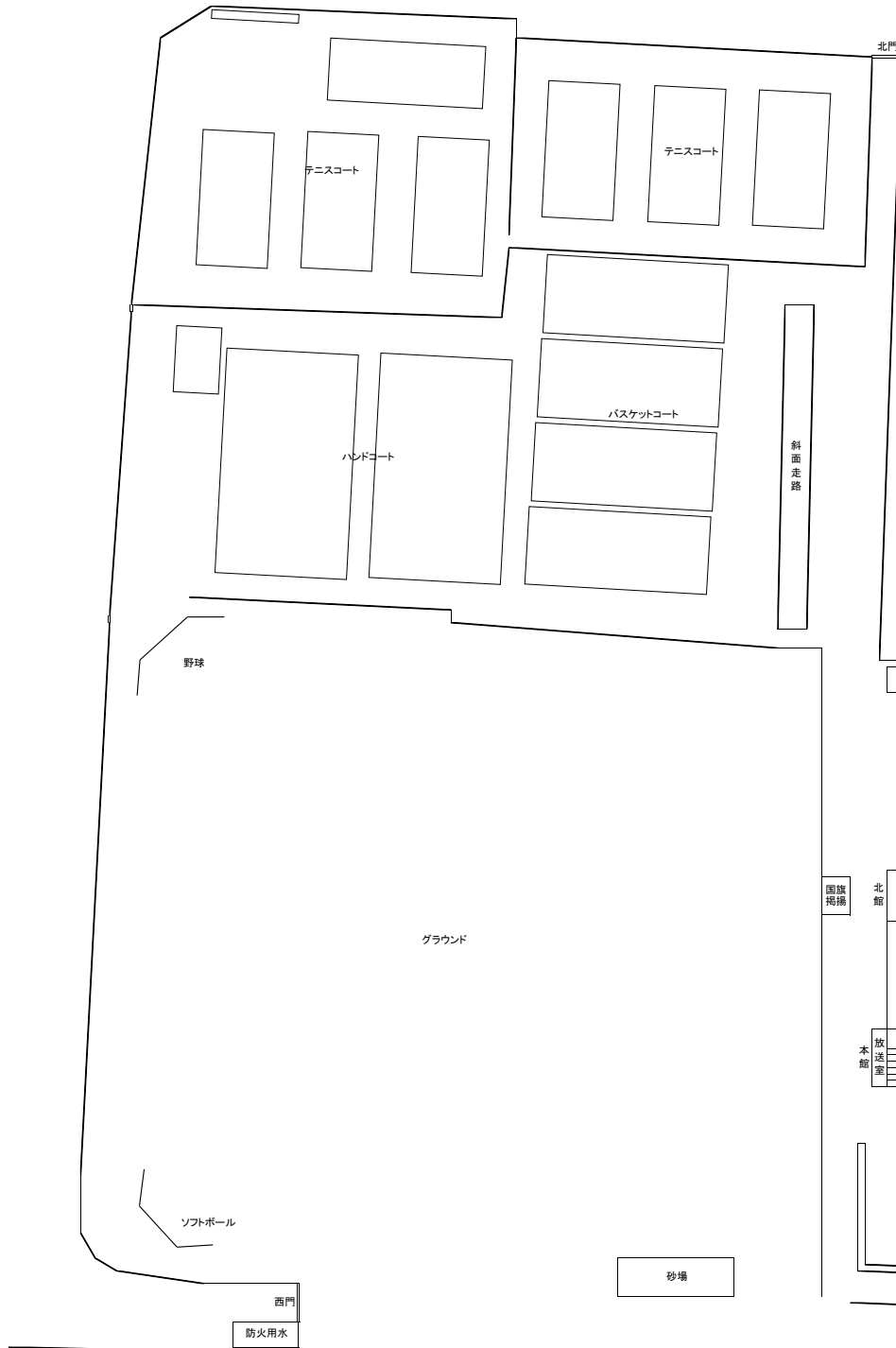
## 2階



## 3階

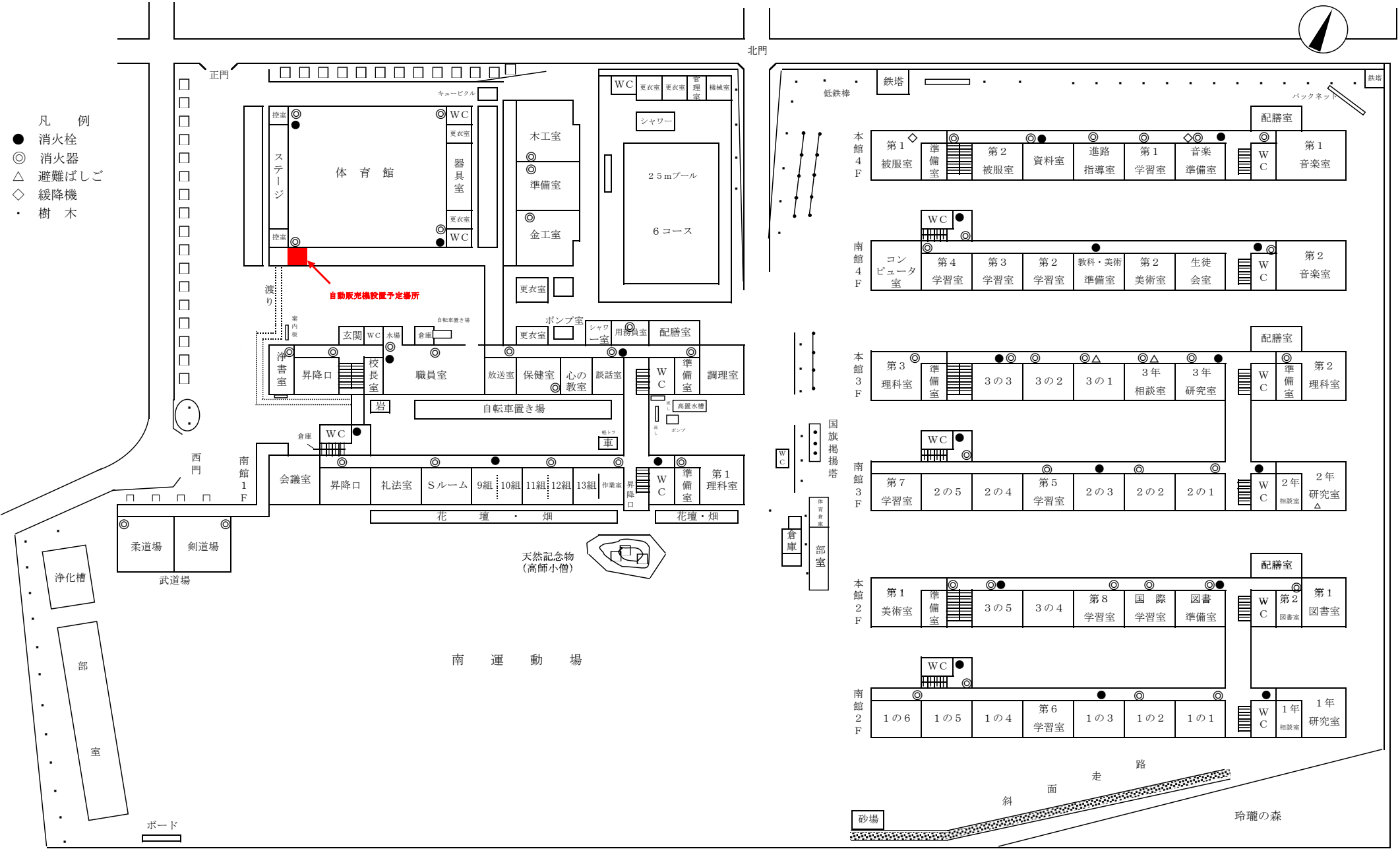


令和5年度 豊橋市立南部中学校平面図





### 令和05年度 豊橋市立高師台中学校 平面図



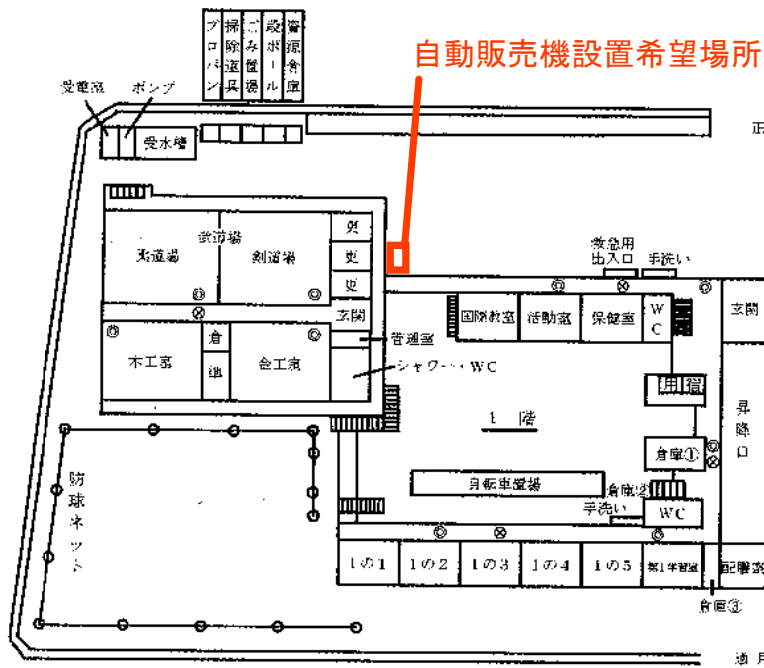
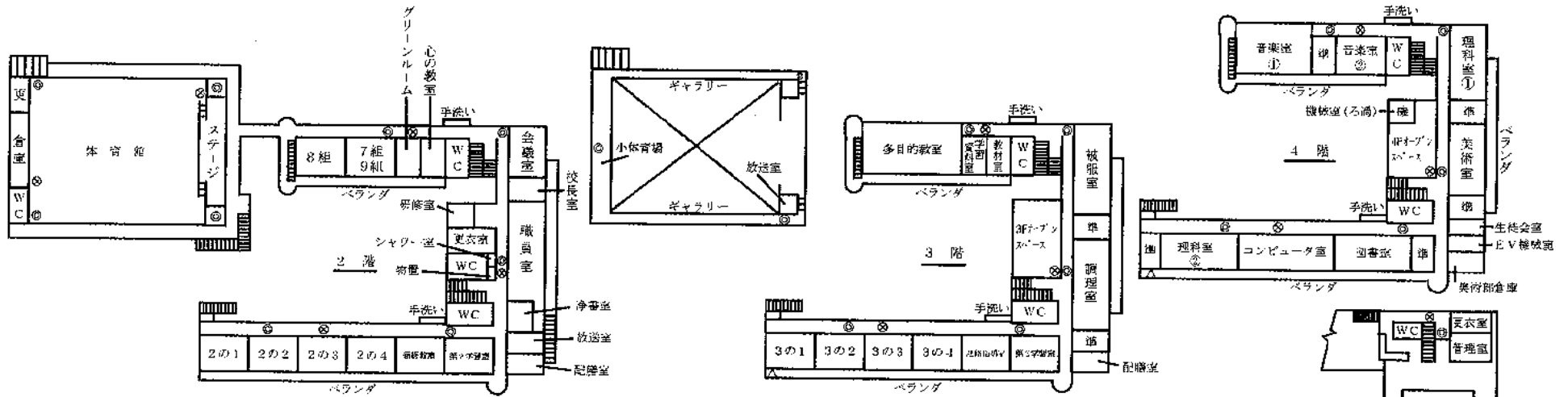
- 凡 例
- 消火栓
  - ◎ 消火器
  - △ 避難ばしこ
  - ◇ 緩降機
  - ・ 樹 木

自動販売機設置予定場所

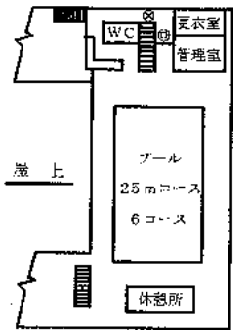
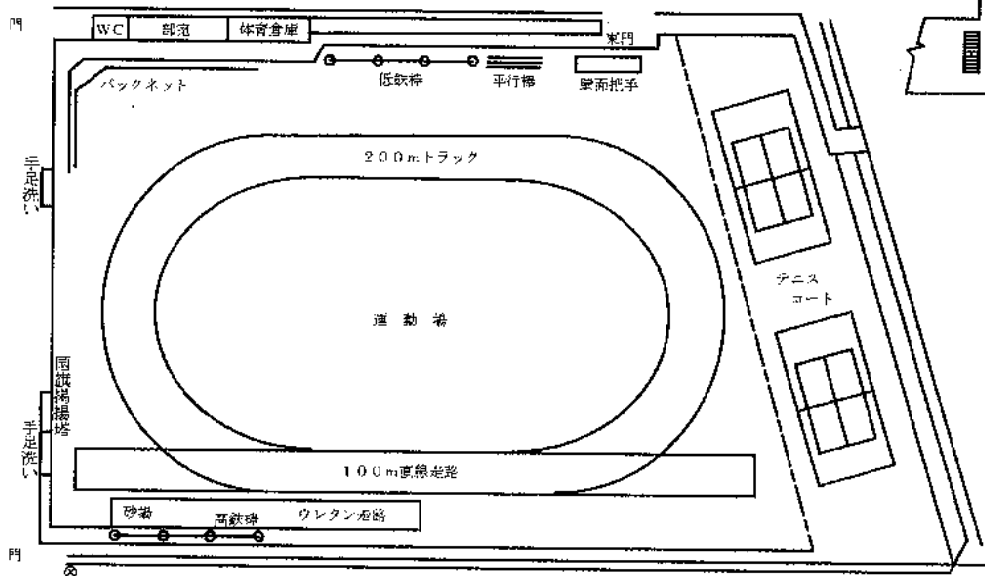
砂場  
斜面 走路  
玲瓏の森

令和 5 年度 学校平面図

豊橋市立南陽中学校



自動販売機設置希望場所

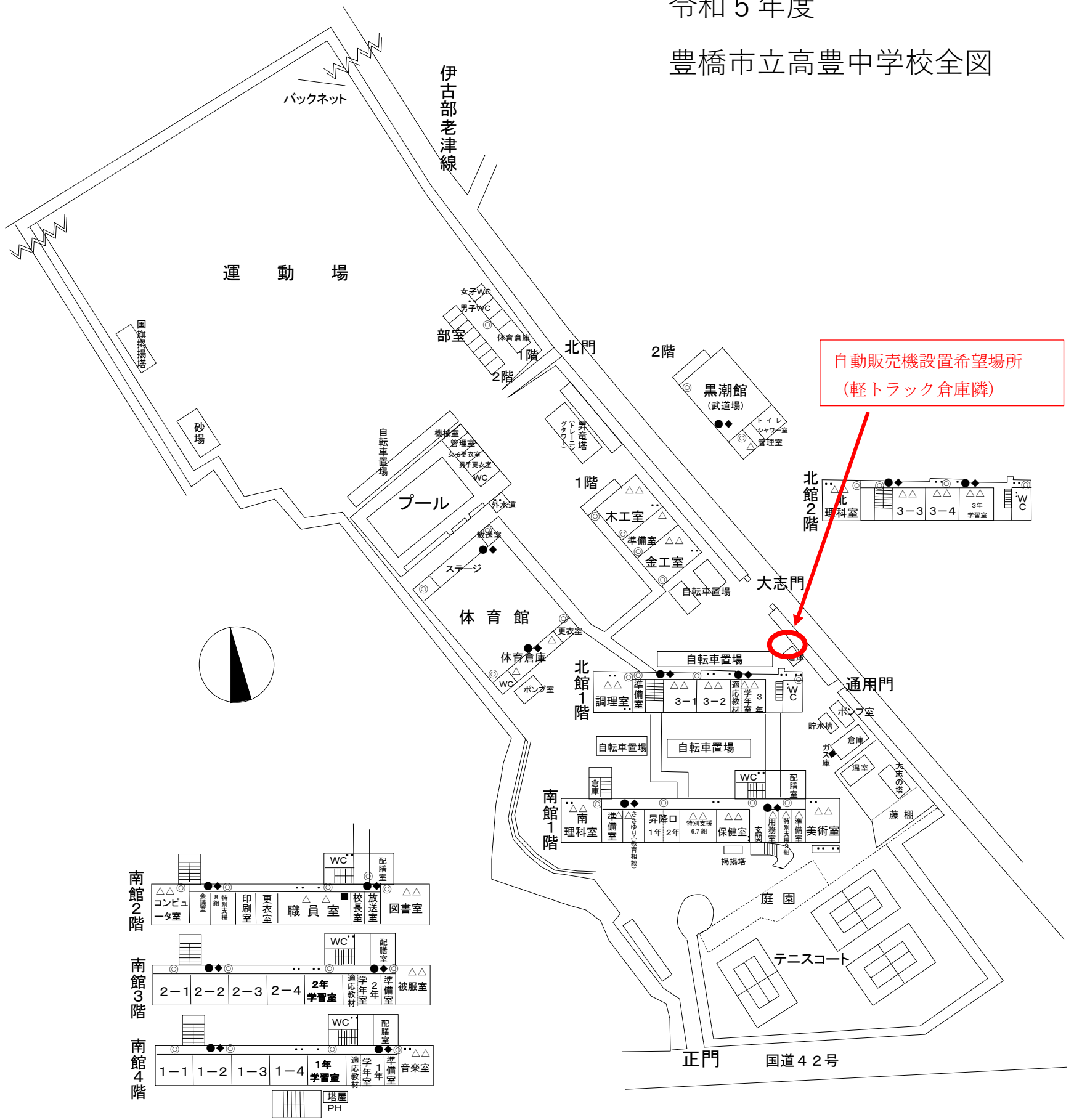


- 凡 例
- ⊙ 消火栓
  - ◎ 消火器
  - △ 避難ばしご

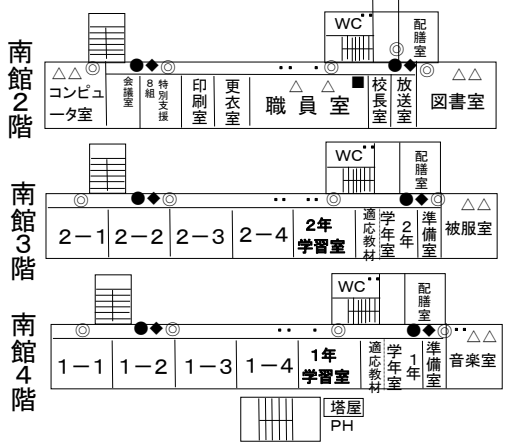


令和5年度

豊橋市立高豊中学校全図



自動販売機設置希望場所  
(軽トラック倉庫隣)



■	火災報知受信盤
◆	消火栓
●	火災報知器
△	火災感知器
..	水道蛇口
◎	消火器位置